

輸出物品販売場制度の改正について

平成31年4月
国 税 庁

消費税法等の一部改正により、臨時販売場制度が創設されました。

※ 元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しています。

1 臨時販売場制度の概要

輸出物品販売場を経営する事業者が、臨時販売場の設置事業者としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受け、臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出した場合、当該臨時販売場において免税販売を行うことができることとされました。

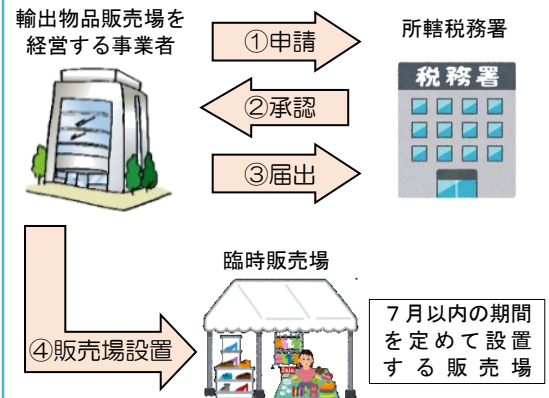
※ この制度の対象となる臨時販売場とは、7月以内の期間を定めて設置する販売場をいいます。

※ 臨時販売場における免税販売手続は、届出書に記載した免税販売手続の区分（一般型又は手続委託型）に応じて行うこととなります。

適用開始時期

平成31年（2019年）7月1日
から適用されます。

臨時販売場設置までの流れ



「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」及び「臨時販売場設置届出書」は、**平成31年（2019年）5月1日**から提出できます。

また、事前承認港湾施設内に設置する臨時販売場制度については、平成31年（2019年）6月30日をもって廃止されます。詳しくは「5 事前承認港湾施設の承認を受けている場合」をご覧ください。

2 臨時販売場を設置する事業者の要件

臨時販売場を設置する事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）として承認を受けるためには、次の要件の全てを満たすことが必要です。

承認要件	①臨時販売場において行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること（臨時販売場を設置していた期間中の免税販売の記録等が臨時販売場の閉鎖後においても適切に保存され、確認できるような体制が整備されていることをいいます。）。
	②手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。
	③輸出物品販売場の許可を取り消され又は臨時販売場を設置する事業者の承認を取り消され、かつ、その取消の日から3年を経過しない者でないこと、その他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

3 臨時販売場を設置する事業者の承認申請手続

臨時販売場を設置しようとする事業者（上記2の要件を満たす事業者に限ります。）は、「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」に次の書類を添付の上、納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。

添付書類	①臨時販売場で行った免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類（臨時販売場で行った免税販売に係る記録その他の臨時販売場に係る書類の保存に関する事務処理規程など）
	②次のいずれかの書類 ・7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した実績がある場合、その事実を証する書類（過去に出店したイベント等（催事場）の出店契約書の写しなど） ・7月以内の期間を定めて設置する販売場を設置する意思を有する旨を証する書類（出店計画書（当面のイベント等への出店予定が分かる書類）など）
	③その他参考となる書類 ・申請者の事業内容が確認できる資料（会社案内やホームページ掲載情報など） ・臨時販売場で販売する商品の内容が確認できる資料（取扱商品リストなど）
	【手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者である場合】 ④自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類（免税販売方法を記したマニュアルなど）

4 臨時販売場を設置する場合の届出手続

臨時販売場を設置する事業者として承認を受けた事業者（輸出物品販売場を経営する事業者に限ります。）が、臨時販売場を設置する場合は、その臨時販売場を設置する日の前日までに「臨時販売場設置届出書」に次の書類を添付の上、納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

添付書類	①臨時販売場を設置する場所の付近の見取図
	②届出書に記載した臨時販売場の所在地に臨時販売場を設置することを証する書類 (テナント契約書、出店許可書の写しなど)
	③その他参考となる書類（取扱商品リストなど）
	【特定商業施設内で事務委託型の臨時販売場を設置する場合】
	④ 販売場が所在する特定商業施設の見取図
	⑤ 承認免税手続事業者との間で締結した免税販売手続の代理に関する契約書の写し
	⑥ 特定商業施設に該当することを証する書類 (組合の定款の写し、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し)
⑦ その他参考となる書類（臨時販売場で発行するレシートの雛型など）	

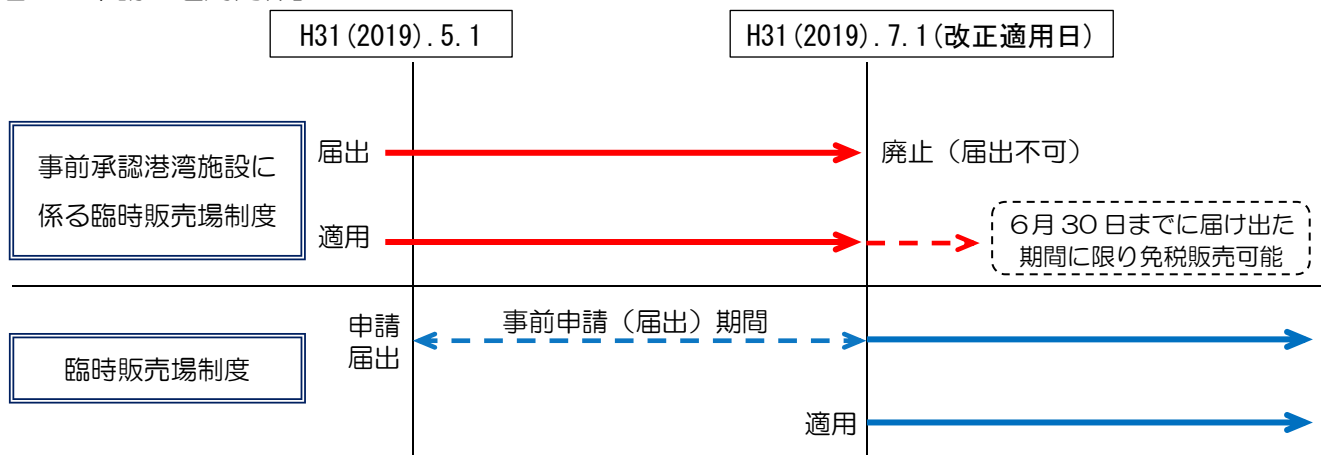
5 事前承認港湾施設の承認を受けている場合

事前承認港湾施設内に設置する臨時販売場制度は、平成 31 年（2019 年）6 月 30 日をもって廃止されます。

したがって、同年7月1日以後も港湾施設内に設置する販売場で免税販売を行おうとする場合には、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

なお、事前承認港湾施設の承認を受けている事業者が、同年6月30日までに「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」を提出した場合には、当該届出に係る設置期間に限り、制度廃止前の臨時販売場として免税販売を行うことが可能です。

【届出・申請の適用関係】



その他の改正点

事務委託型輸出物品販売場の許可申請手続における添付書類が見直され、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日以後、申請時の「承認免税手続事業者の承認通知書の写し」の添付が不要となりました。

臨時販売場制度についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「臨時販売場制度に関する Q&A（平成 31 年 4 月）」をご覧ください。

そのほか輸出物品販売場制度については国税庁ホームページに掲載している「輸出物品販売場における輸出免税について」及び「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」をご覧ください。